

埼玉学園大学における研究活動に係る行動規範

平成 20 年 10 月 1 日制定

この行動規範は、公的研究費を使用する上で本学の教職員としての取り組みの指針を明らかにするものであり、一人ひとりがこれを実践するものとする。

(法令の遵守)

1. 教職員は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則・ルールを遵守するとともに、説明責任を果たすものとする。

(研究活動)

2. 研究者は、自らの研究の立案、計画、申請、実施及び報告等の過程において、誠実に行動する。
また、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行わない。

(他者との関係)

3. 研究者は、研究の過程で入手した他者の個人情報の保護に努め、適正に取り扱う。また、他者の知的財産権に係るものに関しては、これを尊重し、守秘義務を遵守する。

(差別の排除)

4. 研究者は、研究・教育・学会活動等において、国籍、人種、民族、性、地位、思想、宗教等によって個人を差別せず、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

5. 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断等において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の相反に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(研究を支援する者の責任)

6. 事務職員は、研究者の研究活動を支援するにあたっては、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。特に、研究費の管理等においては、不正行為を偽さず、また加担しないことはもとより、不正行為の発生を未然に防止するように努める。